

令和6年(厚)第529号

令和7年7月31日

主文

後記「事実」欄第2の3記載の原処分は、これを取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の3記載の原処分を取り消し、障害認定日を受給権発生日とする障害基礎年金及び障害厚生年金(以下「障害給付」という。)の未支給の年金の支給を求めることである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 (亡)Aは、左腎癌、多発肺転移、多発骨転移、臀部皮下転移、脳転移の疑い(以下、これらの傷病を併せて「本件傷病」という。)により障害の状態にあるとして、障害厚生年金の裁定請求をすることなく、令和○年○月○日に死亡した。
- 2 (亡)Aの妻である請求人は、(亡)Aは本件傷病により障害の状態にあったとして、令和○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、自己の名で障害認定日による請求として障害給付の裁定を請求するとともに、未支給年金の支給を請求した。
- 3 厚生労働大臣は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、(亡)Aの本件傷病による障害の状態は、障害年金1級及び2級の対象となる障害(国民年金法施行令別表に規定)並びに障害年金3級の対象となる障害(厚生年金保険法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に規定)の程度に該当しないとの理由により、障害給付を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 4 請求人は、原処分を不服とし、標記の

社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

- 1 障害厚生年金の支給を受けるためには、障害の状態が厚年令別表第1に定める程度以上に該当することが必要とされている。

なお、障害等級2級以上の障害厚生年金が支給される者には、併せて障害基礎年金も支給される。

- 2 本件の場合、(亡)Aの本件傷病に係る初診日が令和○年○月○日であることは本件記録から明らかであり、当事者間に争いが無いものと認められるところ、請求人は、前記「事実」欄第2の3記載の理由による原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、障害認定日における(亡)Aの本件傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)が、厚年令別表第1に定める程度に該当しないと認められるかどうかである。

第2 審査資料

(略)

第3 事実の認定及び判断

- 1 (略)

- 2 以下、本件の問題点を検討し、判断する。

- (1) 厚年令別表第1は、障害等級3級の障害厚生年金が支給される障害の状態を定めているが、本件傷病による障害に関わると認められるものとしては、「前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」(12号)及び「傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生労働大臣が定めるもの」(14号)が挙げ

られる。

そして、国民年金法及び厚生年金保険法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「障害認定基準」という。）が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの障害認定基準に依拠するのが相当であると考えたものである。

- (2) 障害認定基準から、本件傷病による障害の状態の認定に必要な部分を摘記すると、次のとおりである（第3第1章（以下「本章」という。）「第12節／腎疾患による障害」、本章「第16節／悪性新生物による障害」）。

ア 腎疾患による障害について

腎疾患による障害の程度は、自覚症状、他覚所見、検査成績、一般状態、治療及び病状の経過、人工透析療法の実施状況、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする病状が、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものを3級に該当するものと認定するとされ、腎疾患で3級に相当すると認められるものの一部例示として、下記に示す「① 慢性腎不全」の検査成績が軽度、中等度又は高度の異常を1つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表（注：本件診断書の一般状態区分表アないしオと同じ内容のものである。）のウ又はイに該当するもの、「② ネフローゼ症候群」の検査成績のうちアが異常を示し、かつ、イ又はウのいずれかが異常を示すもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するものが掲げられている。

① 慢性腎不全

区分	検査項目	単位	軽度異常	中等度異常	高度異常
ア	内因性クレアチニンクリアランス	ml/分	2.0以上 3.0未満	1.0以上 2.0未満	1.0未満
イ	血清クレアチニン	mg/dl	3以上 5未満	5以上 8未満	8以上

（注）e G F R（推算糸球体濾過量）が記載されていれば、血清クレアチニンの異常に替えて、e G F R（単位はml/分/1.73m²）が1.0以上2.0未満のときは軽度異常、1.0未満のときは中等度異常と取り扱うことも可能とする。

② ネフローゼ症候群

区分	検査項目	単位	高度異常
ア	尿蛋白量 （1日尿蛋白量又は 尿蛋白／尿クレアチ ニン比）	g/日 又は g/gCr	3.5以上を持続する
イ	血清アルブミン （BCG法）	g/dl	3.0以下
ウ	血清総蛋白	g/dl	6.0以下

イ 悪性新生物による障害について

- ① 悪性新生物による障害の程度は、組織所見とその悪性度、一般検査及び特殊検査、画像検査等の検査成績、転移の有無、病状の経過と治療効果等を参考にして、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする病状が、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものを3級に該当するものと認定する。
- ② 悪性新生物による障害は、次のように区分する。
- (ア) 悪性新生物そのもの（原発巣、転位巣を含む。）によって生じる局所の障害
- (イ) 悪性新生物そのもの（原発巣、転位巣を含む。）による全身の衰弱又は機能の障害
- (ウ) 悪性新生物に対する治療の効

果として起こる全身衰弱又は機能の障害

- ③ 悪性新生物による障害の程度は、基本的には障害認定基準に掲げられている障害の状態を考慮するものであるが、障害等級３級に相当すると認められるものを一部例示すると、次のとおりである。

「著しい全身倦怠のため、一般状態区分表（注：本件診断書の一般状態区分表の「イ」と同じ内容のものである。）のウ又はエに該当するもの」

- ④ 悪性新生物そのものによるか又は悪性新生物に対する治療の結果として起こる障害の程度は、本章各節の認定要領により認定する。

- ⑤ 悪性新生物による障害の程度の認定は、全身衰弱と機能障害とを区別して考えることは、悪性新生物という疾患の本質から、本来不自然なことが多く、認定に当たっては組織所見とその悪性度、一般検査及び特殊検査、画像診断等の検査成績、転移の有無、病状の経過と治療効果等を参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等把握して、総合的に認定する。

- (3) 本件診断書によれば、(亡) Aは、令和〇年〇月の人間ドックにて左腎の異常を指摘され、令和〇年〇月〇日のＣＴにて、多発肺転移、肝転移を認め、同月〇日の生検により遺伝性淡明細胞型腎細胞癌と診断され、同年〇月〇日より化学療法を開始し、経過観察を継続しているとされ、本件障害の状態は、一般状態区分表は「イ」で、臨床所見は、自覚症状及び他覚所見は全て「無」とされ、人工透析療法は施行されておらず、慢性腎不全の検査及びネフローゼ症候群の検査において、令和〇年〇月〇日の検査成績は、尿蛋白／尿クレアチニン比は「 300mg/g 」とされているものの、認定要領に定める単位と異なるため評価できず、１日尿蛋白量

は未実施とされ、血清アルブミンが「 2.9g/dl 」であるが、改良型ＢＣＰ法による検査であるため、ＢＣＧ法に置き換えた数値は「 3.2g/dl 」となり、本章「第１３節／肝疾患による障害」の検査項目において中等度の異常とは認められるが、尿蛋白、血清クレアチニン、 eGFR 、内因性クレアチンクリアランス、血清総蛋白ともに腎疾患による障害の認定基準上の異常値を示しておらず、その他の所見として、腎移植は「無」、その他は、令和〇年〇月〇日「ＣＴ：原発巣増大、肺転移増悪あり。肝転移は同様にみえるが評価困難。」とされ、現時での日常生活活動能力及び労働能力は、「化学療法により病勢が安定しているためＡＤＬは自立している」とされているものの、予後は、「病勢緩徐に進行中のため予後不明」とされ、実際、(亡) Aは、化学療法を受けつつも本件傷病の病状が進行し、令和〇年〇月〇日に現病死している。そして、(亡) Aの勤務先の代表取締役作成に係る同年〇月〇日付け申立書からは、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの勤務状況として、(亡) Aが、職場では、休憩を多く取りながら同僚の手助けを受けるなど、勤務先の配慮の下で同年〇月〇日まで座ってできる軽度の作業のみに従事していたことが認められ、このことをも併せ考慮すれば、(亡) Aは本件診断書の現症時においても、既に、傷病が治らないで、労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有していたものと認められる。

以上のとおり、本件障害の状態は、腎疾患及び悪性新生物による障害で障害等級３級に相当すると認められる例示に該当するとはいえないものの、悪性新生物そのもの及び悪性新生物に対する治療の結果として生じたものとして、本章「第１６節／悪性新生物による障害」の認定基準にいう３級の程度（前記(2)イ①）に該当するというべきで

ある。

- (4) 以上によれば、本件障害の状態は、厚年令別表第1に定める程度に該当するから、当審査会の判断と趣旨を異にする原処分は妥当でなく、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。